

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南魚沼市は国民健康保険税賦課における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

南魚沼市長

公表日

令和6年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定及び市税条例等に基づき、賦課決定し通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①国民健康保険税の賦課 ②国民健康保険税の減免 ③国民健康保険税の軽減(非自発的失業者に係る保険料の軽減) ④国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知及び税額通知)
③システムの名称	国民健康保険税システム、特別徴収管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合PC
2. 特定個人情報ファイル名	
個人資格ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第16項及び30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項、別表第二(情報照会の根拠):第27,42,44の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠):第20,25,26の各条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南魚沼市総務部総務課 南魚沼市六日町180-1 025-773-6660
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南魚沼市総務部総務課 南魚沼市六日町180-1 025-773-6660

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 宮田 篤	税務課長 梶山 伸也	事後	
平成29年3月21日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第9条第7項、別表第二（別表第二における情報照会の根拠）：第27項	番号法第19条第7項、別表第二（情報照会の根拠）：第27,42,44の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報照会の根拠）：第20,25,26の各条	事後	
平成29年3月21日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項、別表第一 第16項及び30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び24条	事後	
平成29年3月21日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険税システム、特別徴収管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険税システム、特別徴収管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合PC	事前	平成30年度に実施される国民健康保険運営の広域化に伴うシステム改修のため
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 梶山 伸也	税務課長 関 浩二	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 関 浩二	税務課長	事後	規則改正による様式変更
令和1年6月30日	IV リスク対策		新規追加	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	提供・移転しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	接続しない(提供)	事後	
令和4年3月29日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二(情報照会の根拠):第27,42,44の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠):第20,25,26の各条	番号法第19条第8項、別表第二(情報照会の根拠):第27,42,44の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠):第20,25,26の各条	事後	